

議 第 174 号

令和 7 年 9 月 1 日提出

熊本市下水道条例の一部改正について

熊本市下水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市下水道条例の一部を改正する条例

熊本市下水道条例（昭和 46 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「上下水道事業管理者（）」の次に「第 7 条第 1 項を除き、」を加える。

第 7 条第 1 項中「、管理者が指定する」を「、次の各号に掲げる工事を除き、上下水道事業管理者が指定する」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 上下水道事業管理者が特に認めた軽微な工事
 - (2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事
- 第 7 条第 2 項中「指定工事店」を「指定工事店及び前項第 2 号の規定により管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

災害その他非常の場合における排水設備等の工事の円滑な実施を図るため、所要

の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第4条～第6条 【略】

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、上下水道事業管理者が指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。 _____

(1) 上下水道事業管理者が特に認めた軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第4条～第6条 【略】

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は _____、 _____ 管理者が指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、管理者が特に認めた軽微な工事については、この限りでない。

・条例例（令和7年4月22日国水企第6号）では、「管理者が他の市町村長の指定を受けた者」としていたが、他の市町村において下水道事業の管理者が置かれていた場合、対応できないため、下水道事業の管理者を指す表現として「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者」を採用した。

○地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

2 指定工事店及び前項第2号の規定により管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

2 指定工事店に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第1項第2号の規定により上下水道事業管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者についても、指定工事店と同様に責務及び遵守事項について別

<p>第8条～第22条 【略】</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 管理者は、指定工事店の指定に係る事務について、当該事務の申請者から、1件につき10,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第24条～第28条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第8条～第22条 【略】</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 管理者は、指定工事店の指定に係る事務について、当該事務の申請者から、1件につき10,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第24条～第28条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>に定める必要があるため、「等」を加える改正を行う。</p> <p>ここはあくまでも本市の指定を受けるための事務手数料の話なので改正しない。</p>
---	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。